



第6期江南市障害福祉計画及び 第2期江南市障害児福祉計画（案）

【計画期間：令和3年度から令和5年度まで】

1 計画の基本事項

(1) 計画の位置づけ

「第6期江南市障害福祉計画及び第2期江南市障害児福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」と、「児童福祉法」第33条の20第1項に定める「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

	障害福祉計画及び障害児福祉計画
根拠法令	障害者総合支援法・児童福祉法
性格	計画最終年度における成果目標や各年度における障害福祉サービス及び障害児通所支援等の種類ごとの量の見込みと確保のための方策等の計画
位置づけ	障害者計画の「障害福祉サービス等の推進」、「障害児支援体制の強化」を中心とした施策の具体的な量の見込みと確保方策を記載した計画

(2) 計画の基本方針

本計画においては、次の基本方針に基づき計画を進めます。

- 方針1 相談支援体制の強化** 障害者の多様化するニーズに対応できるよう、相談支援体制の強化を図ります。
- 方針2 地域生活の支援** 障害者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、グループホームの整備など、地域生活の支援を進めます。
- 方針3 地域活動の支援** 障害者が、自分の能力を生かし、積極的な社会参加を行うために、意思疎通支援（手話通訳など）や、外出支援などのサービスの充実を図ります。
- 方針4 雇用・就労の促進** 障害者が、職業生活を継続できるよう、一般企業、ハローワーク、就労支援事業所等の関係機関との連携を図りながら、就労のための訓練や就労の機会の確保に努めます。
- 方針5 自立生活の支援** 障害者が、自宅で自立した生活を送れるよう、相談支援、生活を支えるホームヘルプなどの訪問系サービス、デイサービスなどの日中活動系サービスの充実を図ります。
- 方針6 障害児の支援** 関係機関と連携を図りながら、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障害児の支援の充実を図ります。
- 方針7 サービス提供体制の強化・充実【新規】** 市内のサービス提供事業者等との連携を強化し、サービスの質の向上や人材の確保に向けた取組を推進します。

2 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

住まいの場の確保や訪問系サービスなどの充実、相談支援体制の確保等を進めるとともに、「江南市総合支援協議会」における検討などを通じ、施設入所者の地域生活への移行の促進を進めます。

【令和5年度末の目標】
・地域生活に移行する人数…5人
・施設入所者数の削減…2人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

「保健、医療、福祉関係者等の関係者による協議の場」を「江南市総合支援協議会」に位置づけ、システムの構築に向けて協議をしていきます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

本市の地域生活支援拠点は、面的整備として位置づけます。定期的に「江南市総合支援協議会」の「地域生活支援拠点検討部会」において、地域生活支援拠点の運用状況の確認・検証や体制の充実等に向けた検討を行います。

【令和5年度末の目標】
・地域生活支援拠点等の確保…1つ
・地域生活支援拠点等の運用状況の検証…1回/年度

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労への移行者数等について、国の指針を踏まえた目標値とし、障害者就業・生活支援センター、市内や近隣市町の就労定着支援事業所等との連携を図り、一般就労への移行の促進を進めます。

【令和5年度末の目標】
①一般就労への移行者数…21人
ア. 就労移行支援事業…14人
イ. 就労継続支援A型事業…2人
ウ. 就労継続支援B型事業…3人
②就労定着支援事業利用者（一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者の割合）…70%
③就労定着支援事業の就労定着率（就労定着支援事業のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合）…70%

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターは、令和2年4月より市内法人に委託事業を開始しました。保育所等訪問支援、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、それぞれ支援体制の充実を図ります。医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置は、順次、研修を通じて人材育成を進めます。

【令和5年度末の目標】
①児童発達支援センターの設置…1か所
②保育所等訪問支援の利用体制の整備…整備
③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保…各1か所
④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置…設置/配置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターや「江南市総合支援協議会」の「相談支援部会」を通じて相談機関との連携強化の取組を実施します。人材育成については、愛知県が実施する研修の機会等を利用しつつ取組を進めます。

【令和5年度末の目標】
・総合的・専門的な相談支援の実施…実施
・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言…6回/年度
・地域の相談支援事業者の人材育成の支援…1回/年度
・地域の相談機関との連携強化の取組の実施…6回/年度

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

愛知県が実施する障害福祉サービス等に係る研修に、市職員が参加することで専門知識の向上を図ります。また、障害者自立支援審査支払システム等による審査結果の分析と結果の活用・共有については、障害福祉サービス等給付費の請求内容審査時に随時各事業所との連携を行うことなどにより実施します。

【令和5年度末の目標】
・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用…1人/年度
・障害者自立支援審査支払システム等による審査結果の共有…実施

3 障害福祉サービス等の見込み量

(1) 障害福祉サービス（※見込み量は1か月あたり）

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
①訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	人 69 時間 897	71 923	73 949
	生活介護	人 202 日 4,040	204 4,080	206 4,120
②日中活動系サービス	自立訓練（機能訓練）	人 2	2	2
		日 36	36	36
	自立訓練（生活訓練）	人 14	18	23
		日 154	198	253
	就労移行支援	人 27	29	31
		日 459	493	527
	就労継続支援（A型）	人 74	75	76
		日 1,480	1,500	1,520
	就労継続支援（B型）	人 145	154	163
		日 2,320	2,464	2,608
	就労定着支援	人 4	4	4
	療養介護	人 9	9	9
短期入所（福祉型）	人 30	35	40	
	日 150	175	200	
短期入所（医療型）	人 1	1	1	
	日 2	2	2	
③居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）	人 83	83	87
	施設入所支援	人 80	80	80
	自立生活援助	人 1	1	1
④相談支援	計画相談支援	人 185	192	200
	地域移行支援	人 1	1	1
	地域定着支援	人 1	1	1

(2) 地域生活支援事業（※見込み量は年間（*印のものは1か月あたり））

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
①理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業	理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施
	自発的活動支援事業	実施	実施	実施
②相談支援事業	基幹相談支援センター	設置	設置	設置
	住宅入居等支援事業（居宅サポート事業）	か所 1	1	1
	障害者相談支援事業	実施	実施	実施
	総合支援協議会	設置	設置	設置
③成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度利用支援事業	か所 1	1	1
		人 2	2	2
	成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施
④意思疎通支援事業（手話通訳等）	手話通訳者設置事業	人 2	2	2
	手話通訳者派遣事業	人 9	9	9
		件 99	99	99
	要約筆記者派遣事業	人 2 件 5	2 5	2 5
⑤日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件 8	8	8
	自立生活支援用具	件 13	13	13
	在宅療養等支援用具	件 12	12	12
	情報・意思疎通支援用具	件 19	19	19
	排泄管理支援用具	件 1,946	2,008	2,072
	居住生活動作補助用具	件 6	6	6
⑥手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成研修事業	人 5	5	5
⑦移動支援事業	移動支援事業（*）	人 19	18	17
		時間 142	134	127
⑧地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センター事業	実施	実施	実施
⑨市町村任意事業	訪問入浴サービス（*）	人 7	7	7
		回 30	30	30
	日中一時支援（*）	人 2	2	2
		回 8	8	8
	自動車運転免許取得費の助成	人 1	1	1
	身体障害者自動車改造費の助成	人 2	2	2
	更生訓練費給付	人 48	48	48
	知的障害者職親委託	人 1	1	1
歩行訓練	人 1	1	1	

(3) その他の活動指標 (※見込み量は年間)

■発達障害者等に対する支援

区分			令和3年度	令和4年度	令和5年度
①ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等	「家族教室」受講者数	人	20	20	20
	②ペアレントメンター・ピアサポーター	人	0	1	1
	ピアサポート活動参加者数	人	4	4	4

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分			令和3年度	令和4年度	令和5年度
①保健、医療及び福祉関係者による協議の場	協議の場の開催回数	回	1	1	1
	協議の場への関係者の参加者数	人	17	17	17
	目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
②精神障害者のサービス利用者	地域移行支援の利用者数	人	1	1	1
	地域定着支援の利用者数	人	1	1	1
	共同生活援助の利用者数	人	12	12	12
	自立生活援助の利用者数	人	1	1	1

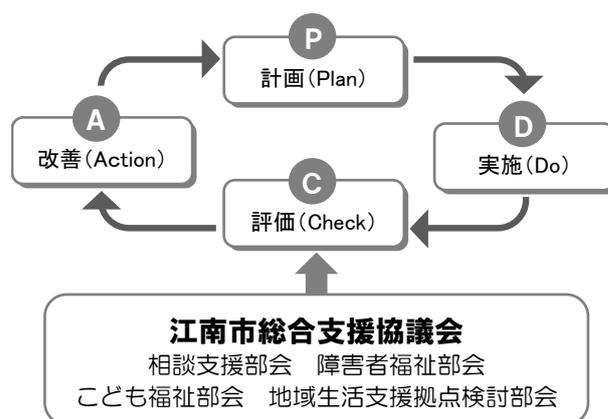
(4) 障害児通所支援及び障害児相談支援 (※見込み量は1か月あたり (*印のものは年間))

区分			令和3年度	令和4年度	令和5年度
①障害児通所支援	児童発達支援	人	74	79	83
		日	666	711	747
	医療型児童発達支援	人	1	1	1
		日	5	5	5
	放課後等デイサービス	人	221	230	239
		日	2,652	2,760	2,868
	保育所等訪問支援	人	1	1	1
日		1	1	1	
居宅訪問型児童発達支援	人	1	1	1	
	日	1	1	1	
②障害児相談支援	障害児相談支援	人	87	91	95
③医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対するコーディネーターの配置 (*)	人	5	6	6
④子ども・子育て支援事業との連携	保育所	人	126	126	126
	認定こども園	人	0	0	0
	放課後児童クラブ	人	9	9	9

4 計画の推進体制

本計画の施策や福祉サービスの実効性を高めるため、計画の評価、見直しを行う機関として「江南市総合支援協議会」を位置づけます。

国の基本指針に即して、計画期間の各年度におけるサービス見込み量のほか、令和5年度末の目標値の達成状況をPDCAサイクルによって評価、見直しを実施します。



発行 : 江南市
 編集 : 江南市健康福祉部福祉課
 住所 : 〒483-8701 愛知県江南市赤童子町大堀 90
 TEL 0587-54-1111
 FAX 0587-56-5515
 メール fukushi@city.konan.lg.jp
 発行年月 : 令和2年12月